

男女共同参画社会 を目指して

～すべての人が自分らしく輝くために～

目 次

佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本計画の理念	1
3 計画において改めて強調している点	2
4 計画の体系	2
5 数値目標	2
6 計画の内容	
基本方向1(男女共同参画推進の基盤づくり)	3
基本方向2(男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援)	4
基本方向3(女性が活躍し、活力のある社会づくり)	5
基本方向4(男女がともに参画し、多様な生き方を選択できる社会づくり)	6
様々な場面での男女共同参画	7
職場における男女共同参画	7
家庭における男女共同参画	8
地域における男女共同参画	9
佐賀県男女共同参画推進条例	10
男女共同参画に関する用語	10
男女共同参画に関連する法律等	11

佐賀県男女共同参画基本計画

(2011-2015)

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成は、すべての人々に「出番」と「居場所」のある、自分らしく生きやすい社会をつくることであり、少子・高齢社会の進展や人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の広がりが見られる地域・経済社会にとっても重要なものといえます。

しかしながら、家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進む一方で、依然として、これまでの社会制度や慣行が障壁となっている現実があります。

「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」は、こうした観点から、副題を「すべての人が自分らしく輝くために」とし、市町や事業所、県民の皆さん、CSO(市民社会組織)など多様な主体と連携、協働を図り、男女共同参画社会を実現するために策定しました。

2 基本計画の理念

男女の人権
の尊重

国際的協調

計画の
基本理念

(県男女共同参画推進条例第3条)

社会における
制度又は慣行に
についての配慮

家庭生活に
おける活動と
他の活動の両立

政策等の立案
及び決定への
共同参画



男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

3 計画において改めて強調している点

- 人権の尊重
- 「男女共同参画社会」の正しい理解の促進
- 固定的な性別役割分担意識の解消
- 男性や子どもたちに対する男女共同参画の理解促進
- 貧困など生活上の困難な状況に置かれている人々にとっての男女共同参画
- 女性の参画促進による経済社会の活性化
- 男女の共同参画促進による地域再生
- 市町や事業所、CSO等との連携・協働による推進
- 県立男女共同参画センターの機能強化

4 計画の体系

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画の意識の形成

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画の意識形成

基本方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

基本方向3 女性が活躍し、活力のある社会づくり

重点目標(5) 女性人材の育成と経済的な地位の向上

重点目標(6) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

基本方向4 男女がともに参画し、多様な生き方を選択できる社会づくり

重点目標(7) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

重点目標(8) 家庭・地域における男女共同参画の実践促進

5 数値目標

基本 方向	数値目標名	現況		平成27年度 までの数値目標
		時点	数値	
1	性別によって役割を固定する考え方に対する同意する県民の割合	平成21年11月	男性)37.7% 女性)33.7%	30%未満
2	DV被害者支援基本計画策定市町数	平成22年12月	3市町	全市町
3	市町の審議会等における女性委員の割合の平均	平成22年 4月	22.9%	30%以上
4	さが子育て応援宣言企業登録事業所数	平成22年 4月	112事業所	300事業所

6 計画の内容

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

＜現状と課題＞

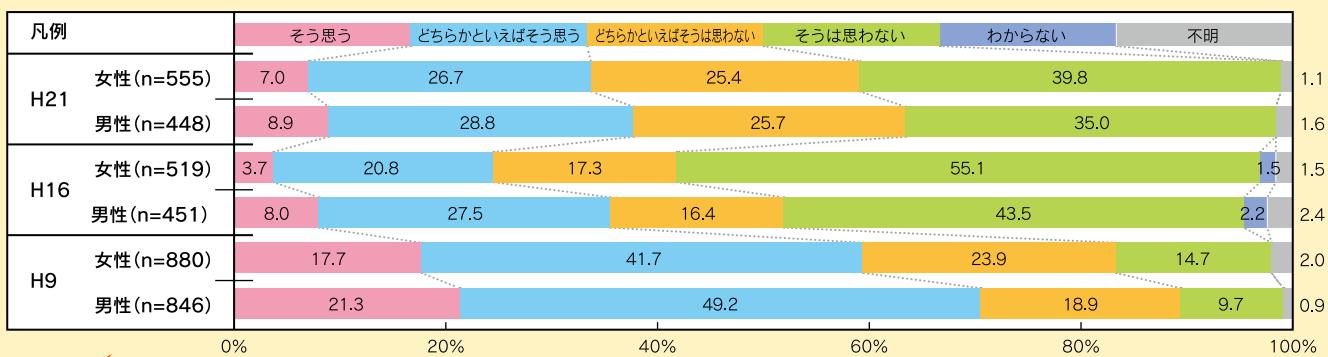
「男女共同参画」の本質は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことである」という認識が十分広がっていません。

特に、「男女共同参画」についての中高年世代や職場の男性の理解が進んでいないなど、世代等によって意識に差があります。

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。

このため、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性教育を実施することが必要です。

■夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという意見について



平成21年度に実施した調査では、性別役割分担意識に賛成する人の割合が平成16年度調査より増加しており、性別役割分担意識はまだまだ根強いことが分かります。

※「わからない」：H9、H21調査には選択肢なし
資料：男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査

＜施策の方向＞

男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を活かすことができる暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながることを認識し、効果的な広報・啓発を行います。また、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めています。

＜具体的な施策＞

重点目標(1)

男女共同参画の意識の形成

具体的な取組

- ・性別や年齢を問わず、あらゆる人々が男女共同参画の必要性を共感できる情報発信・意識啓発
- ・市町やネットワークなど、CSOと連携した、事業所や地域においてのきめ細やかな普及・啓発

重点目標(2)

幼少期からの男女共同参画の意識形成

具体的な取組

- ・子どもの発達段階に応じた適切な教材や指導方法等の充実
- ・生涯を見通した総合的なキャリア教育や進路指導の推進

基本方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

＜現状と課題＞

DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪等の暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではありません。

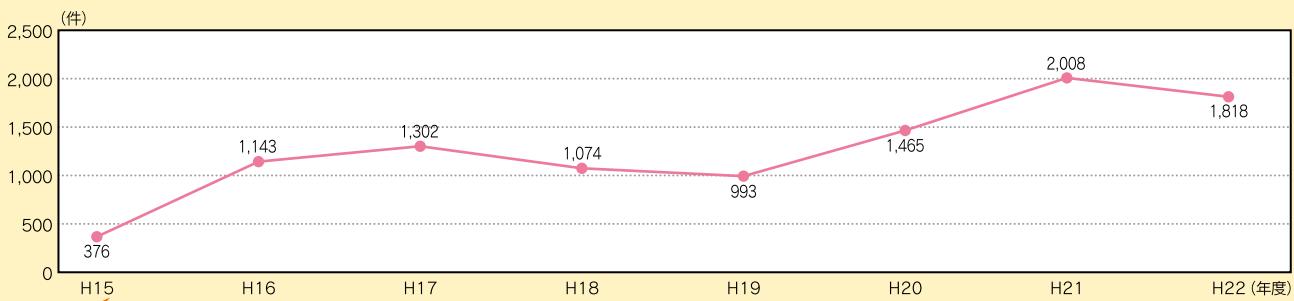
DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況も少なくなく、また、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。

DV被害者は、就業や住宅、生活費、子どもの就学など、複数の課題を同時に抱えていることから、さまざまな自立支援が必要ですし、また、行政担当者や相談員の研修、相談窓口のネットワーク化も必要です。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の概念が普及しておらず、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。

また、うつ病などの精神疾患の発症が増加しており、特に、男性の場合は経済的に家族を支えていることが多く、仕事を休むことができない、あるいは仕事がない状況で、症状を悪化させています。

■配偶者暴力相談支援センターへの相談状況(佐賀県)



資料:配偶者暴力相談支援センター

県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、ここ数年で倍増しており、平成21年度には、2,000件を超えていました。

しかし、被害の多くは、依然として潜在化している状況があります。

＜施策の方向＞

学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女間のあらゆる暴力を根絶し、暴力を容認しない社会基盤の整備を図るとともに、関係機関が連携して、被害者の保護から自立支援に至るまで切れ目のない支援を行っていきます。

また、男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。

＜具体的な施策＞

重点目標(3)

男女間のあらゆる暴力の根絶

具体的な取組

- ・若年層を対象とする予防教育の充実
- ・配偶者からの暴力等の総合相談機能の強化

重点目標(4)

生涯を通じた男女の健康支援

具体的な取組

- ・性と生殖の重要性についての正確な情報提供
- ・男性のための相談窓口の設置

基本方向3 女性が活躍し、活力のある社会づくり

＜現状と課題＞

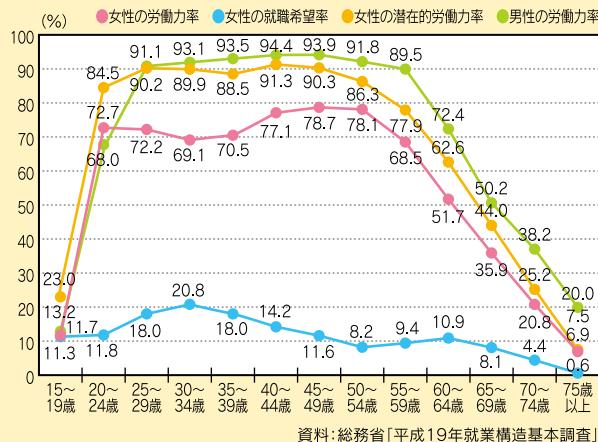
働く女性には、仕事だけでなく家事、育児も介護も求められる現実があり、仕事と生活の調和やキャリアアップ、スキルアップ(技能向上)の余裕がなく、また、そのための自己研鑽や職場訓練が十分なされておらず、男女の意識改革も含む人材育成研修が必要です。

幼い子どもを持つ女性やひとり親家庭の母親に対する、社会や事業所の理解が十分でないため、正規雇用や雇用継続への道が厳しく、復職や再就職が困難となっており、事業所による仕事と家庭の両立支援が必要です。

また、経営者側のポジティブ・アクションに対する理解不足が、管理職における女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。

さらに、国政も地方の議会も女性議員が少ない現状にあるとともに、自治会長やPTA会長、農業委員、生産組合の役員、農協の理事などは男性に偏りがちで、政策・方針決定過程へ女性が参画しにくい状況があります。

■年齢階級別労働力率(佐賀県)



第1子出産を機に離職を余儀なくされたり、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、いわゆる「M字カーブ問題」は、なかなか解消されません。

＜施策の方向＞

女性の経済的自立を図るために、意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を推進するとともに、女性が能力を十分に発揮でき、正当な評価を受ける仕組みづくりと就業継続支援に積極的に取り組みます。

また、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を事業所・団体等へ働きかけます。

＜具体的な施策＞

重点目標(5)

女性人材の育成と経済的な地位の向上

具体的な取組

- ・経済的自立の重要性についての女性等への意識啓発
- ・ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推奨やその取組に向けた情報提供

重点目標(6)

政策・方針決定過程への女性の参画の推進

具体的な取組

- ・市町の各種審議会委員等における女性の参画促進
- ・女性の参画の少ない団体等へのポジティブ・アクションの取組の働きかけ

基本方向4 男女がともに参画し、多様な生き方を選択できる社会づくり

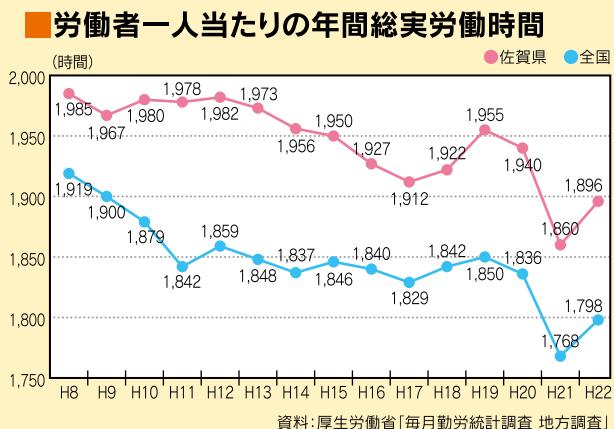
＜現状と課題＞

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が、男性にとっても、事業所にとっても、有益であることが理解されていません。

仕事と生活の両立支援制度が規定されている事業所においても、育児休業を取得する男性は非常に少ない状況であり、また、女性の育児休業取得は進んでいますが、依然として、出産・育児に際して就業を中断する女性が多い状況です。このため、制度を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、意識の啓発が必要です。

男性の家事・育児への参画が進んでおらず、父親同士が交流する機会を設け、相互に啓発し合うことが必要です。

また、防災（復興）の取組を進めるにあたっても、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。



従来の働き方や意識を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、すべての人にとってより暮らしやすくなることにもつながります。

＜施策の方向＞

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、社会的機運の醸成や働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めていきます。

家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めるとともに、CSO等との連携強化により、子育てや介護を支え合う環境づくりの推進や実践拡大を図っていきます。

＜具体的な施策＞

重点目標(7)

仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

具体的な取組

- ・ワーク・ライフ・バランスについての効果的な意識啓発
- ・多様な働きができる勤務制度の導入など、職場環境の整備促進

重点目標(8)

家庭・地域における男女共同参画の実践促進

具体的な取組

- ・職場や家庭・地域において活躍する男女の好事例の発信
- ・防災対策やまちづくりなどの地域活動を行うCSOへの男女共同参画の視点を踏まえた活動の働きかけ

様々な場面での男女共同参画

職場における男女共同参画

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保しましょう。

- 募集・採用について、性別を理由とする差別や妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

意欲や能力のある女性が活躍できる職場づくりを進めましょう。

- これまで女性がいない、又は少ない職種、職域への女性を配置のための教育訓練を実施するなどにより、女性の職域拡大を進めましょう。
- 昇進・昇格基準の明確化、透明化を図り、女性がいない、又は少ない役職への昇進・昇格試験を受験するよう女性に対して奨励するなどし、女性管理職の増加を図りましょう。

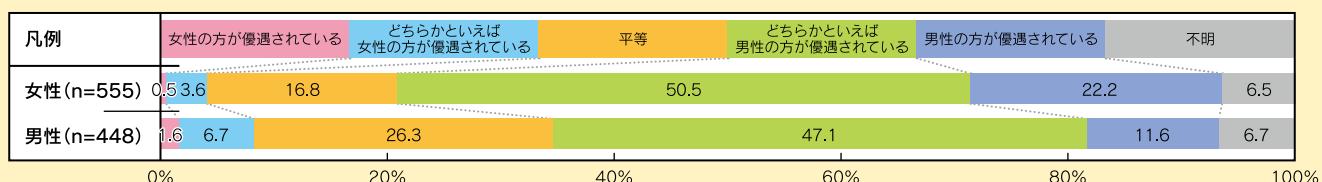
男女ともに家庭生活とバランスのとれる職場環境の整備を進めましょう。

- 仕事と家庭、地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇、育児・介護休業の取得促進を進めましょう。
- 「短時間勤務」や「テレワーク」等の多様な働き方のできる勤務体制の導入なども進めましょう。

農林漁業や商工自営業における男女のパートナーシップを確立しましょう。

- 農業や漁業では、家族で話し合って、経営方針や役割分担、労働時間、報酬などの条件を決める家族経営協定を締結しましょう。
- 女性に偏っている仕事・育児・家事・介護等の負担を男女で分かち合い、男女の固定的な役割分担意識、慣行、慣習などを見直しましょう。

■職場における男女の平等感



■男女が共に仕事と生活の調和を実現していくための条件



家庭における男女共同参画

家族全員で協力して、家事・子育て・家族の介護などを行いましょう。

・家事や子育て、介護を女性だけの役割と決めつけないで、家族や地域で支えましょう。

子どもたちの個性や能力を伸ばしていきましょう。

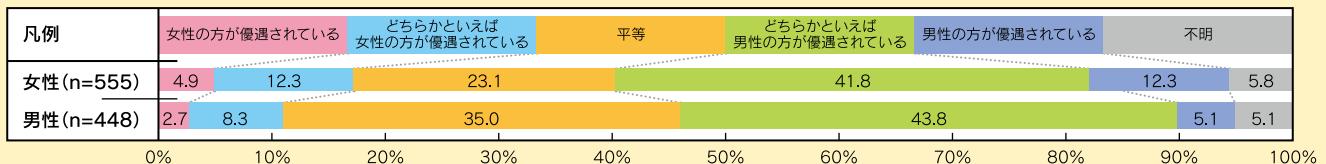
・性別にとらわれずに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす子育てを心がけ、子どもたちが主体的に進路を選択できるようにしましょう。

DVは許されない行為と認識しましょう。

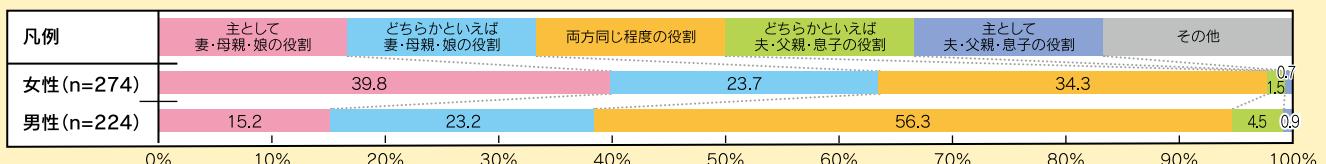
・家庭内で起こる暴力は、犯罪だと認識しましょう。

・配偶者からの暴力の被害を受けたり、周囲に被害を受けた人がいたら、配偶者暴力相談支援センターや市町窓口などの専門機関を紹介しましょう。

家庭生活における男女の平等感

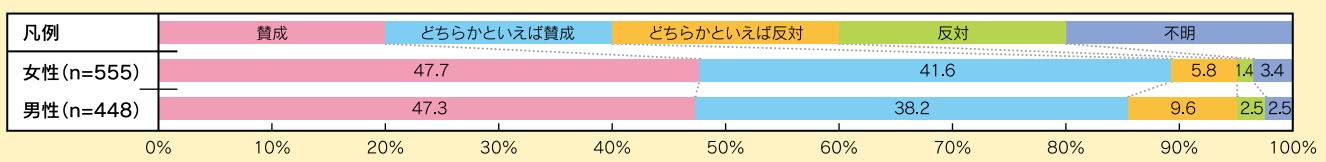


子育てと教育についての家庭生活の役割分担



子どもの教育に関する考え方

女の子は自分の考えをもち、男の子と同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要という意見に対して



資料:平成21年度男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査

DVとは

DVとは、Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略で、配偶者(事実婚の場合を含みます。)からの暴力のことです。暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれます。

身体的暴力 ・殴る、蹴る、平手打ちする ・首を絞める ・突き飛ばす ・物を投げつける
・刃物などで脅す、刺す

精神的暴力 ・ののしる、馬鹿にする ・大声で怒鳴る ・何を言っても無視する ・不機嫌な態度をとる
・「別れるなら子どもは渡さない」などと脅す ・毎日の行動をチェックして束縛する

性的暴力 ・セックスを無理強いする ・妊娠や中絶を強要する ・避妊に協力しない

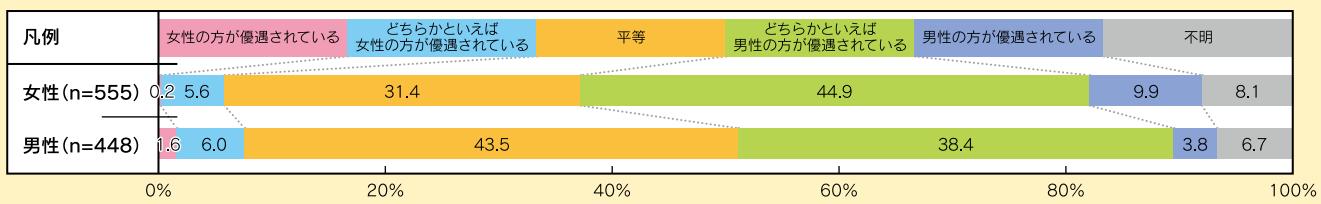
経済的暴力 ・生活費を渡さない ・家計の管理を独占し、お金の使い道を細かく報告させる
・無断で借金を重ねる

地域における男女共同参画

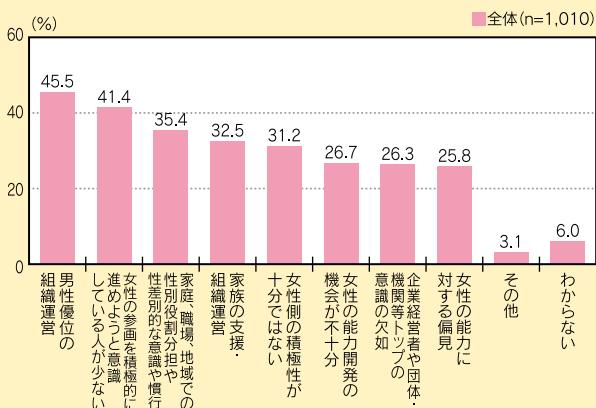
自治会、NPO等CSOの運営では、男女がともに方針決定過程にも活動にも参画し、住みよい地域づくりを進めましょう。

- ・地域において、男女の役割を固定的にとらえた社会通念や慣行・しきたりがないか見直しましょう。
- ・CSOの運営で、性別によって不平等になつていなか見直しましょう。
- ・女性も地域行事や活動に参加するだけでなく、方針決定の場に参画し、はつきり意見を言いましょう。
- ・農業、漁業、商工自営業において女性の意見が反映されるよう、女性役員を増やしましょう。
- ・防災対策やまちづくりなどの地域活動では、女性と男性のニーズの違いを念頭において活動しましょう。

■地域活動・社会活動の場における男女の平等感



■企画や方針決定に女性の参画が少ない理由



CSOとは

Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体(以上志縁組織)に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA(以上地縁組織)といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称している。

佐賀県男女共同参画推進条例

2001年(平成13年)10月9日 施行

男女が互いの人権を尊重しながら、性別にかかわりなくその個性や能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、基本的な考え方・県・県民・事業者の責務などを定めています。

(1) 5つの基本理念

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 男女の人権の尊重 | 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| 2 社会における制度又は慣習についての配慮 | 5 國際的協調 |
| 3 政策等の立案及び決定への共同参画 | |

(2) 県、県民、事業者の責務

- | | |
|--------|--|
| 県の責務 | ・男女共同参画の推進のための施策を総合的かつ計画的に策定・実施します。
・市町、県民のみなさん、事業者のみなさまと連携・協力して男女共同参画施策を推進します。 |
| 県民の責務 | ・職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進しましょう。
・県が実施する男女共同参画施策に協力をお願いします。 |
| 事業者の責務 | ・自らの事業活動の中で、男女共同参画を推進しましょう。
・県が実施する男女共同参画施策に協力をお願いします。 |

(3) 基本的施策

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 県民等の理解を深めるための広報・教育 | 推進体制の整備 |
| 市町及び県民に対する支援 | 県の付属機関等の委員の男女の均衡 |
| 情報収集・分析、調査研究の実施 | 施策の実施状況の年次報告の作成、公表 |
| 男女の人権侵害に関する相談、施策に対する苦情への措置 | 佐賀県男女共同参画推進審議会の設置 |

男女共同参画に関する用語

M字カーブ

日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には、生まれついての生物学的性別(セックス)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。

性別に基づく固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女間のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

男女共同参画に関する法律等

日本国憲法

「個人の尊重」(第13条)と「法の下の平等」(第14条)が規定されています。

「第13条」すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「第14条」すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

女性差別撤廃条約 1979年(昭和54年)採択、1980年(昭和55年)署名、1985年(昭和60年)批准

(正式名称:女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めた国際条約です。

男女共同参画社会基本法 1999年(平成11年)6月23日 施行

男女共同参画社会を実現するための基本理念を定めた法律です。行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

(1)5つの基本理念

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 男女の尊重 | 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| 2 社会における制度又は慣習についての配慮 | 5 国際的協調 |
| 3 政策等の立案及び決定への共同参画 | |

(2)国、地方公共団体、国民の責務

- | | |
|-----------|---|
| 国の責務 | ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む)の総合的な策定・実施 |
| 地方公共団体の責務 | ・国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた策定・実施 |
| 国民の責務 | ・男女共同参画社会の形成に寄与する努力 |

(3)基本的な事項

- | | | |
|----------------------|----------------|---------------------|
| 政府の男女共同参画基本計画の策定の義務 | 年次報告等 | 調査研究 |
| 都道府県の男女共同参画計画の策定の義務 | 施策の策定等に当たっての配慮 | 国際的協調のための措置 |
| 市町村の男女共同参画計画の策定の努力義務 | 国民の理解の促進 | 地方公共団体及び民間の団体に対する支援 |
| 法制上又は財政上の措置 | 苦情等の処理等 | |

男女雇用機会均等法 1986年(昭和61年)4月1日 施行

(正式名称:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

労働者が、性別にかかわらず、雇用の分野において均等な機会を得、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようすること、企業の制度や方針において、労働者が性別を理由として差別を受けることなくしていくことを定めた法律です。

配偶者暴力防止法 2001年(平成13年)10月13日 施行

(正式名称:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

佐賀県 くらし環境本部 男女参画・県民協働課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL:0952-25-7062 FAX:0952-25-7338

URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>

E-mail:danjo-kenmin@pref.saga.lg.jp

再生紙を利用しています。

